土木工事等の実施に係る埋蔵文化財の取扱いについて

遺跡(周知の埋蔵文化財包蔵地)の中で工事を行う場合は届出が必要です。

開発行為を行う場所が遺跡に該当する場合は届出が必要です(法第 93 条第 1 項)。事業者は、工事着手の 60 日前までに所定の用紙に必要事項を記入し、工事の内容を明示した図面を添えて提出してください。提出部数は所定の用紙については 1 部、図面のみ 2 部です。なお、届出を行わない場合、または指示に従わない場合は罰則が科されることがあります(法第 $202 \cdot 203$ 条)。また遺跡の範囲外であっても、遺跡を発見した場合には届出が必要です(法第 96 条第 1 項)。

〇埋蔵文化財の有無の照会

開発行為の計画地が遺跡にあたるかどうかの照会は教育総務課文化財係窓口で受け付けます。開発行為を伴わない土地の評価などについては、FAX や E-mail でも受け付けますので、照会場所の地図を添えて教育総務課文化財係までお問合せください。また、大規模な開発(概ね開発面積が 1,000 ㎡以上もしくは高層マンションなどの基礎掘削が深い構築物)や遺跡に隣接する場合は、遺跡の範囲内かどうかにかかわらず、埋蔵文化財の有無の確認のための事前調査をお願いする場合があります。

〇土地評価に係る照会時の注意事項

特別な場合を除き、**埋蔵文化財が確認されていないだけで埋蔵文化財が無いことではありません。**そのため、土木工事等を計画された場合は改めて教育総務課文化財係にお問合わせください。

遺跡の取扱い

周知の埋蔵文化財包蔵地で工事を行う場合、届出後福島県教育委員会より遺跡保護についての指導が行われます。指導事項は概ね以下の通りです。

- (1) **慎重工事**: 工事が埋蔵文化財に影響を及ぼさない場合の指導事項。工事による掘削が遺跡に達しないなどの理由で遺跡が破壊されない場合の指導事項です。個人住宅建設などはほとんどがこれに該当します。その場合、工事対象区域が埋蔵文化財包蔵地であることを認識し、慎重に工事を行うことが求められます。届出のみで事後の調査等は不要となりますが、万が一遺跡と思われるものが見つかった場合には速やかに教育委員会にご連絡ください。
- (2) 工事立会:工事が埋蔵文化財に対して軽微な影響を及ぼす場合、もしくは工事対象地が狭小で通常の発掘調査ができない場合の指導事項。掘削底面と遺跡との間に十分な保護層が確保できない場合や遺跡の隣接地で小規模な開発を行う場合、掘削幅が狭小で通常の発掘調査が実施できない場合の指導事項です。低層アパートや水道管などの埋設工事などはこれにあたります。掘削時に楢葉町教育委員会の担当職員が立会い簡易な記録を取り、工事の状況を確認します。
- (3) 発掘調査: 工事が埋蔵文化財に対して甚大な影響を及ぼす場合の指導事項。工事の前に発掘調査を行い、 詳細な記録を取ります。発掘調査に係る経費は、原則として事業者負担となります(法第99条第3項)
- (4) 現状保存: 工事対象地にある遺跡がわが国の歴史を語る上で欠くことのできないものである場合に工事 そのものの中止もしくは変更を要請する指導事項。

なお、通常は届出が楢葉町教育委員会を経由して行われるため、届出の際に事業者と楢葉町教育委員会とで遺跡の取り扱いについて協議を行い、その合意事項を意見書として付して福島県教育委員会に進達されます。